誓約書

令和　　年　　月　　日

丹波市長　　林　　時彦　様

申請者　　　　　　　　　 　〒669-

・事業所在地　　　　　　　　丹波市

・本社所在地（個人事業主の場合、自宅住所）

・事業所名称（商号・屋号）

・役職および代表者氏名　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

法人の場合は法人印、個人事業主の場合は個人印を押印してください。

私は、丹波市新規起業者初期投資支援事業補助金の交付申請をするにあたり、以下の項目について誓約いたします。下記誓約事項に虚偽、違反等が発覚した場合、又は丹波市補助金等交付規則第15条第１項各号の規定に該当する場合は、当該補助金の交付決定の取消及び補助金の返還を命じられても異議を申し立てません。

記

（１）起業に関して国、県又は市の制度による他の補助又は助成において、補助対象経費の重複はありません。

（２）起業する事業は、フランチャイズ契約又はこれに類する契約に基づくものではありません。

（３）起業する事業は、他の者が行っていた事業を継承したものではありません。

（４）起業する事業は、地域の風紀を著しく害する事業ではありません。

（５）丹波市暴力団排除条例(平成23年丹波市条例第53号)第２条第１号に規定する暴力団又は第２号に規定する暴力団員ではありません。

（６）丹波市暴力団排除条例(平成23年丹波市条例第53号)第２条第１号に規定する暴力団又は第２号に規定する暴力団員と密接な関係を有する者ではありません。

（７）風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号に定める風俗営業を営む者（ただし、同法第２条第１項第１号に規定する料理店を除く。）ではありません。

（８）本補助金の交付決定前に事業着手（発注、契約）をしていません。

（９）補助事業は専門業者に発注し、個人間または法人間売買によるものではありません。

（10）補助事業実施主体と同一の代表者への発注によるものではありません。

（11）導入する設備は必ず専らの業務に使用し、正当な理由がない限り、処分制限期間内に補助金の交付の目的に反して使用、譲渡、交換、貸し付け又は処分を行いません。

（12）本補助金により導入した設備については、取得時期に応じて丹波市税務課へ補助対象設備の固定資産税償却資産申告を行います。（ただし、無形固定資産であるソフトウエアにあたるものは除く。）

（13）補助事業完了後の現地確認及び処分制限期間における設備稼働状況確認等の調査には協力的に対応します。

（14）補助事業の適正を期すために調査が必要と市が判断した場合、情報開示、情報提供、調査協力することを承諾します。

（15）補助制度実施に必要がある場合、申請内容及び審査結果等を丹波市商工会に開示することを承諾します。